

議会議案第4号

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則を下記のとおり制定する。

平成30年12月18日提出

提出者 飯田市議会議会運営委員会
委員長 村松 まり子

記

飯田市議会会議規則の一部を改正する規則（案）

飯田市議会会議規則（昭和54年飯田市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第63条の次に次の1条を加える。

（質疑及び質問に対する反問）

第63条の2 法第121条第1項の規定により議場に出席した者で、議案に関する質疑に対して答弁するものは、当該質疑の趣旨を明確にするため、議長の許可を得て、当該質疑を行った議員に対して反問することができる。

2 第62条第1項及び前条第1項に規定する質問に対して答弁する者は、当該質問の趣旨を明確にするため、議長の許可を得て、当該質問を行った議員に対して反問することができる。

第98条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第112条の次に次の1条を加える。

（質疑に対する反問）

第112条の2 第91条第1項第2号の質疑に対して答弁する者は、当該質疑の趣旨を明確にするため、委員長の許可を得て、当該質疑を行った委員に対して反問することができる。

附 則

この規則は、平成31年2月19日から施行する。